

特定の医療機関に健診を委託している場合

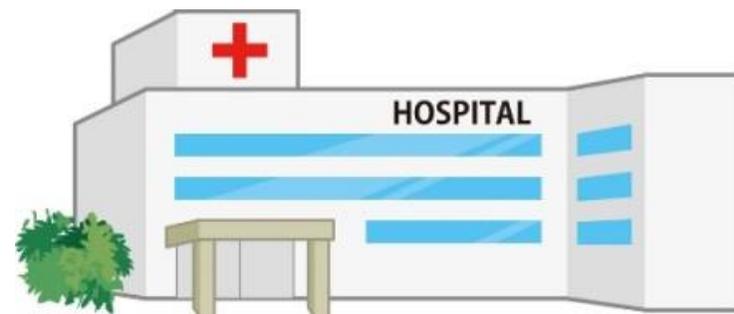


企業

定期健診の委託



従業員



企業が指定する
委託先の医療機関

風しんの抗体検査を追加で委託

風しんの
抗体ない
んだ。。

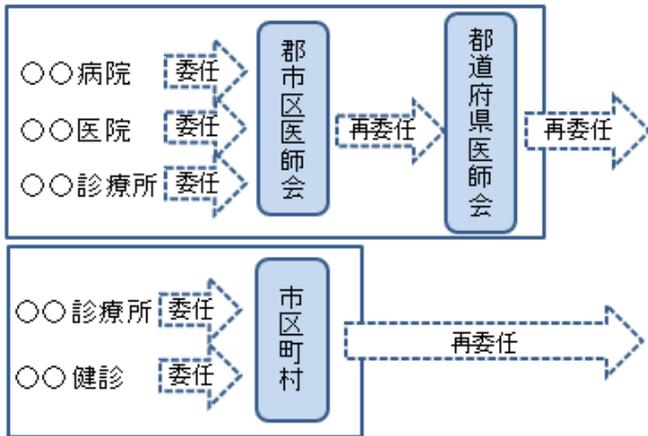


結果が陰性だった方は
予防接種へ

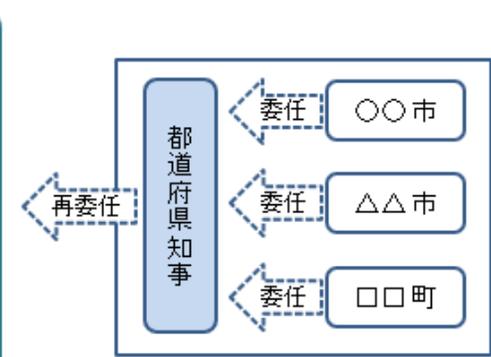


クーポン券は全国の医療機関で使用可能

受託側（医療機関）



委託側（市区町村）



集合契約

- ・対象者には、居住地の自治体から抗体検査、予防接種を無料で受検できるクーポン券が届き、配付したクーポン券は全国の医療機関で使用可能。
- ・全国の市区町村が、全国の医療機関にクーポン券を使用した抗体検査と予防接種を委託できる仕組みを作っている。全国知事会と日本医師会が集合契約を締結しており、各医療機関は委任状を1枚医師会等に提出するだけで、集合契約に参加可能。

企業の健診で無料クーポンを使用できるようにすると効果的

委託先の医療機関との主な確認・調整事項

- ①健診委託先の医療機関が、集合契約に参加しているか確認
 - 厚生労働省のホームページで確認可能
 - 参加していない場合集合契約に参加していただけるか依頼

集合契約に参加している＝クーポン券を使用した抗体検査が可能

- ②健診に風しんの抗体検査を追加可能か依頼
- ③クーポン券の受け渡しについて、医療機関と調整。
 - クーポン券を対象者からあらかじめ回収**
- ④検査の結果、抗体が不十分だった方へ、予防接種の案内を依頼

企業内での主な確認・調整事項

①社内関係者・職員の理解→啓発資料の活用

②対象者への抗体検査の案内方法→委託先と連携

・クーポン券の持参が**最重要**（手元にクーポン券がない方へ再発行を案内）

・対象者への案内を工夫すると効果的

③結果の取扱いについて

* 検査結果を会社が把握し、会社から、本人へ予防接種の案内を行う場合は、医療機関との調整及び受検者からの同意が必要

④検査結果が陰性だった従業員（免疫を持っていない）への予防接種の案内方法→必要に応じて委託先と連携

⑤未実施者の再案内の頻度・方法→必要に応じて委託先と連携

陰性だった方への予防接種について

方法①：健診の委託先で予防接種も受ける。

→従業員が予防接種を受ける時間の確保を。

方法②：従業員が選ぶ医療機関で予防接種を受ける。

→全国に4万以上あるクーポンに対応している医療機関（厚生労働省のホームページで確認可能）から選択可。上記同様時間の確保を。

方法③：社内で予防接種（可能であれば）

→インフルエンザワクチンやコロナワクチン等の職域接種を実施していた会社であれば比較的取り入れやすいと考えられる。

